

自賠責保険新旧保険料対照表

車種	適用	12カ月契約		24カ月契約	
		新保険料	旧保険料	新保険料	旧保険料
自家用乗用車		¥16,350	¥15,110	¥27,840	¥24,950
自家用普通貨物自動車	積載2t超	¥35,730	¥35,620	¥66,220	¥65,580
	積載2t以下	¥24,040	¥24,150	¥43,090	¥42,850
自家用小型貨物		¥17,270	¥14,190	¥29,680	¥23,130
軽自動車(検査対象)		¥15,600	¥13,600	¥26,370	¥21,970

金融庁はこのほど自動車損害賠償責任保険審議会を開き、平成二十三年度の自賠責保険料を平均で十三・五%引き上げることを決定した。値上げは平成二十三年度以来、二年振りで四月一日始期の契約分から実施する。主な車両別の保険料は、二十四カ月契約の場合、自家用乗用車(沖縄・離島を除く)が一八九〇円(一割弱)引き上げられ、二万七八四〇円、事故率の高い軽自動車が四四〇円(約二割)引き上げられ、二万六三七〇円となる。また、十二カ月契約の積載量二トンを超える営業用トラックは一三〇円上がり、九万四三〇円となる。

一方、同契約の積載量二トン以下の自家用トラックは、一二〇円引き下げ、二万四〇円となる車種もある。

平成二十五年度税制改正大綱 自動車税制の見直しは次年度に エコカー減税は継続

自動車税制改正大綱が閣議決定された。争点となる自動車関連税制については見直しの方針を盛り込んだが、税の廃止など具体的な措置については次年度の税制改正に先送りすることとし、実質的な軽減策ともいえるエコカー減税を継続するとした。

車体課税の見直しについては、自動車取得税が消費税との二重課税であること、自動車重量税の一般財源化で課税根拠を喪失していることから、兩税の廃止が求められていた。しかし、両税の税収は一兆円近くに上り、代替財源の見通しも立つておらず、取得税については地方税とい

支が一致するところ

字が予想以上に膨らみ保険収支が悪化。金融庁は、平成二十三年の引き上げに続く今回の値上げで、ほぼ収

化。

